

第1回旭川市交通安全対策会議（第11次計画） 会議記録（要点）

●日時	令和3年11月12日（金） 午後3時～午後3時45分
●場所	旭川市職員会館 3階 6号室
●出席者	16人（うち代理出席4人）※ 五十音順 磯石委員，井上委員，太田委員，太田幹事（中川委員代理），長内委員， 梶沼幹事（黒島委員代理），今野委員，佐藤（郁）委員，佐藤（禮）委員， 高橋幹事（熊谷委員代理），中瀬幹事（黒蕨委員代理），中農委員， 平林委員，松尾委員，森田委員，山田委員
●欠席者	2人 今津会長，山下委員
●事務局	旭川市防災安全部交通防犯課 川原課長，森松課長補佐，山崎主査
●傍聴者	なし
●会議資料	・会議次第 ・第11次旭川市交通安全計画（素案） ・第11次旭川市交通安全計画（素案）の一部修正について ・資料1 第11次旭川市交通安全計画の作成について ・資料2 第11次旭川市交通安全計画（素案）の概要 ・資料3 旭川市交通事故の状況 ・資料2の一部差し替え文書

1 開 会

2 挨拶

会長の欠席により，会長職務代理者の松尾委員（防災安全部長）から挨拶を行った。

3 委員紹介

（事務局からの確認事項）

本会議は，「附属機関」との位置付けであることから，「旭川市市民参加推進条例」の規定により，公開することを原則としている旨を説明し，各委員からの了解を得た。

4 議 事

（1）議長の選出

会長職務代理者の松尾委員（防災安全部長）を議長に選出。

（2）会議の運営等について

事務局から，次のとおり事務局案を説明し，委員から了承を得た。

- ・「旭川市市民参加推進条例」の規定により、附属機関の会議を公開したときは、会議録を公表することが原則とされている。
- ・会議録の作成方法及び確認方法について、事務局案としては、前回は参考に発言者名を記載しない要点をまとめた「要点記録」とし、作成した会議録を各委員が確認した後に公表したいと考えている。
- ・傍聴者が発言を求めた場合の取扱いについては、「旭川市市民参加推進条例施行規則」の「傍聴者は、会長等の指示に従い、静穏に傍聴しなければならない。」との規定により、事務局案としては、「会議での傍聴者の発言は認めない。」ことと考えている。

(3) 第11次旭川市交通安全計画の作成について

事務局から、「第11次旭川市交通安全計画」の作成及び本計画（素案）の概要等について、本計画（素案）及び資料に基づき説明。

<第11次旭川市交通安全計画の作成について（資料1）>

- ・「旭川市交通安全計画」の作成根拠、内容等について資料により説明。
- ・各委員に事前に配布している「第11次旭川市交通安全計画（素案）」については、「第11次北海道交通安全計画」が令和3年7月7日に策定されたことを受け、本対策会議の幹事及び市の各部局の意見等を踏まえ作成。
- ・基本的には、北海道の交通安全計画に準じた内容となっているが、本市の地域性や実状にあわせた形で作成しようとするもの。

<第11次旭川市交通安全計画（素案）の概要について（資料2）>

- ・計画は「第1部 総論」と「第2部 講じようとする施策」の2部構成となっており、基本的には第10次の計画と同様の構成。
- ・各部・各章の内容は、資料に記載のとおり。

<第11次旭川市交通安全計画（素案）について>

- ・第10次の計画から新たに追加・変更となった主な項目について説明。
始めに、追加になった主な項目について説明。
- ・「第1部 第1章 2 計画の基本理念」において、高齢化が進展していく中で、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故は喫緊の課題であることから、項目として「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」を新たに追加。
- ・「第1部 第1章 4 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項」は新たに加わったものであり、「（1）高まる安全への要請と交通安全」、「（2）新型コロナウイルス感染症の影響の注視」で構成。
- ・第2部では、「第1章 4 高齢者等の移動手段の確保・充実」のほか、「第2章 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進」において、「（2）横断歩行者の安全確保」、「（3）反射材用品等の普及促進」を新たに追加。
また、「第3章 1 運転者の教育等の充実」においては「（1）高齢運転者対策の充実」を、「第4章 1 救助・救急体制の整備」においては「（3）ヘリコプターによる救急業務の推進」、「（10）緊急通報システム・事故自動通報システム整備」を追加。

- ・次に、変更した主な項目について説明。
「第2部 第1章 6 自転車利用環境の総合的整備（1）安全で快適な自転車利用環境の整備」においては、歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等による安全で快適な自転車利用環境の創出や、現在、策定中の「旭川市自転車活用推進計画」との連携を考慮した内容を盛り込んでいる。
- ・また、「第2部 第2章 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進（8）自転車の安全利用の推進」においては、「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」に基づいた取組を進め、自転車の正しい乗り方・ヘルメット着用・自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発の強化を図ることとしている。
- ・以上、主だった追加項目・変更箇所等について説明。

<旭川市交通事故の状況等（資料3）>

- ・資料3は、毎年、旭川市交通安全運動推進委員会で、道警旭川方面本部や旭川中央警察署、東警察署、上川総合振興局の御協力をいただき作成している交通事故統計を抜粋したもので、参考に配付。

【議長】

このことについて、質問・意見等がありますか。

【A委員】

地域の交通安全指導員が減少しているが、交通安全という中で、ボランティアの協力は欠かせないところがある。

毎年、交通安全指導員の募集をするが、なり手・交代要員がいない。この計画には交通安全指導員の適正配置について記載はないが、計画以外で各地区に対する交通安全指導員の適正配置といったことが必要かと思う。

次に、通学路での交通事故ということで、学校、教育委員会、警察等と一緒に通学路の一斉点検、定期的な点検についても伺いたい。

また、歩道については、歩道計画のある場所について、建物は建てられないといった、将来的に歩道を確保するといった筋道を決めている自治体もあるが、歩道計画を策定し、それを条例として、将来的にそこには建物は建てられないといった規制をかけることが可能なかを伺いたい。

以上、3点ほど確認したい。

【事務局】

1点目について、各地域の市民委員会連絡協議会の交通部会等を通じて、指導員の推薦依頼を行っている状況であるが、高齢化やなり手不足ということも伺っている。周知方法のあり方や人員確保については、今後、関係団体等の方々と協議・対応していきたい。

【事務局】

2点目の通学路については、毎年、各小中学校からの危険箇所や交通安全施設等に係る要望を踏まえ、学校教育部が中心となり、警察をはじめ国・北海道・市の関係機関が一斉に立会い、合同点検を実施している。その場で情報を共有し、状況に応じて要望等の対策を進めていく対応をしている。

【B幹事】

学校からの報告を受けた新たな危険箇所については、関係機関や地域の方々も含めて一斉に点検し、対策方法について協議し、対策を講じているという現状である。

今年の6月に千葉で発生した交通事故を受け、再度、学校で通学路の点検を実施し、新たな箇所について、9月に合同点検を行い、対策を講じていく対応をしている。

【C委員】

3点目の道路の整備に係る歩道付けについて、避難経路を想定した中に一般的な生活道路においても歩道を付けられるという部分もあるが、これは、限られた既存の幅員の中で極力歩道を付けるという方法であり、条例などで拡幅していくようなものではない。基本的に、今の幅員の中での歩道付けについては対応しているところである。

【議長】

ほかに新たな意見等はありませんか。

【委員】

(特に意見なし)

【議長】

ほかに御意見がないということで、本日、提案させていただいた本計画の素案に対して委員の皆様の御承諾、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。(一同同意)

【議長】

それでは、本日、提案させていただいた本計画(素案)を最終素案という形で位置付け、今後、市民の皆様から広く御意見を募集する意見提出手続を進めたいと思う。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日、皆様から御承認いただいた素案を最終素案として、12月中旬から概ね1か月間、意見提出手続(パブリックコメント)を実施したいと考えている。

意見提出手続終了後の2月又は3月に次回会議を開催予定であり、再度、皆様の審議を経た後の3月末までに本計画を策定したいと考えている。

次回の会議開催については、決定次第、別途御案内する予定である。

【議長】

このことについて、質問はありませんか。

【委員】

(特に意見なし)

【議長】

それでは以上で議事を終了する。皆様方の御協力に感謝する。

5 閉 会